

貸金庫規定等の改定について

株式会社秋田銀行（頭取 芦田 晃輔）では、2025 年 5 月 3 0 日の金融庁による「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」改正を受け、マネー・ローンダリング等防止の実効性確保および貸金庫業務の適正化をはかるため、下記のとおり貸金庫規定等を改定いたします。

改定後の規定は、従前よりお取引きいただいているお客さまに対しても適用されますので、お手数をおかけいたしますが、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 改定する規定

- (1) 貸金庫規定
- (2) 自動貸金庫規定

2 改定内容

- (1) 主な改定内容
 - 貸金庫に格納いただけないものに「現金」を追加
 - 貸金庫の利用目的（適切にご利用いただいていること）を書面等で申告いただくこと 等

- (2) 格納いただけない現金について

日本円^(注)、外国通貨とも格納いただけません。

（注）日本円うち、次の 2 点が格納いただけない現金となります。

- ① 日本銀行ホームページ「現在発行されている銀行券、硬貨」に掲載されている銀行券および貨幣

（日本銀行ホームページ： https://www.boj.or.jp/note_tfjgs/note/valid/issue.htm）

- ② 上記①と肖像が同一である銀行券〔2007 年発行停止の一万円券（福沢諭吉）〕

※ 格納いただけない銀行券につきましては、別記のイメージをご参照ください。

3 新旧対照表および改定後の規定

別紙 1 ～ 4 をご参照ください。

4 規定の改定日

2026 年 4 月 1 日（水）

5 ご留意事項

現在、貸金庫内に現金を格納されているお客さまにおかれましては、次回ご来店時等に現金のお取り出しをいただきますよう、お願いいたします。

（以 上）

(別 記)

格納いただけない銀行券のイメージ

① 現在発行されている銀行券



② 上記①と肖像が同一である銀行券〔2007年発行停止の一万円券（福沢諭吉）〕



(①、②銀行券画像の出典：独立行政法人国立印刷局)

(以 上)

「貸金庫規定」新旧対照表

(下線部分、朱書きが改正箇所)

改定後	現 行
2 (格納品の範囲) (1)、(2) 以下省略 (3) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。 ① 現金、その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの ② 危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの 3 (利用目的の確認) (1) 貸金庫の契約の締結または利用等にあたっては、借主は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納品が第2条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当行の定める方法で、申出を行うこととします。 (2) 貸金庫が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外でのカメラ撮影や利用時の行員立会い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。 4 (契約期間等) 以下省略 5 (使用料) 以下省略 6 (鍵の保管) 以下省略 7 (貸金庫の開閉等) 以下省略 8 (届出事項の変更等) 以下省略 9 (印章、鍵の喪失時等の取扱い) 以下省略 10 (印鑑照合等) 以下省略 11 (損害の負担等) 以下省略 12 (反社会的勢力との取引拒絶) この貸金庫は、第13条第3項各号のいずれにも該当しない場合に使用することができ、第13条第3項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの貸金庫の使用申し込みをお断りするものとします。 13 (解約等) (1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵および届出の印章を 持参し、当行所定の手続きをしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。 なお、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第9条に準じて取扱います。 (2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約	2 (格納品の範囲) (1)、(2) 以下省略 3 (契約期間等) 以下省略 4 (使用料) 以下省略 5 (鍵の保管) 以下省略 6 (貸金庫の開閉等) 以下省略 7 (届出事項の変更等) 以下省略 8 (印章、鍵の喪失時等の取扱い) 以下省略 9 (印鑑照合等) 以下省略 10 (損害の負担等) 以下省略 11 (反社会的勢力との取引拒絶) この貸金庫は、第12条第3項各号のいずれにも該当しない場合に使用することができ、第12条第3項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの貸金庫の使用申し込みをお断りするものとします。 12 (解約等) (1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵および届出の印章を 持参し、当行所定の手続きをしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。 なお、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第8条に準じて取扱います。 (2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったと

改定後	現 行
することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明渡してください。第4条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。 ①から⑤まで省略 ⑥ <u>借主名義人が存在しないことが明らかになったときまたは借主名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき</u> ⑦ <u>本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき</u> ⑧ <u>法令で定める本人確認等における確認事項や第3条に定める利用目的の申出内容に偽りがあるとき</u> ⑨ <u>マネー・ローンダリング、テロ資金供与、不正な目的で利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で解約が必要と当行が判断したとき</u> (3) 以下省略 (4) <u>前2項または前3項</u>の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第5条第4項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当行はこの不足額を明渡しの日に第5条第1項の②の方法に準じて自動引落しすることができる 14（貸金庫の修繕、移転等）以下省略 15（緊急措置）以下省略 16（譲渡、転貸等の禁止）以下省略 17（代理人への連絡）以下省略 18（規定の変更） <u>この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u>	きは、直ちに前項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明渡してください。第3条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。 ①から⑤まで省略 (3) 以下省略 (4) <u>前三項</u>の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第4条第4項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当行はこの不足額を明渡しの日に第4条第1項の②の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。 13（貸金庫の修繕、移転等）以下省略 14（緊急措置）以下省略 15（譲渡、転貸等の禁止）以下省略 16（代理人への連絡）以下省略 17（規定の変更） <u>(1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。</u> <u>(2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。</u> <u>(3) 前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。</u>

「自動貸金庫規定」新旧対照表

(下線部分、朱書きが改正箇所)

改定後	現 行
2 (格納品の範囲) (1)、(2) 以下省略 <u>(3) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。</u> <u>① 現金、その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの</u> <u>② 危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの</u> <u>3 (利用目的の確認)</u> <u>(1) 貸金庫の契約の締結または利用等にあたっては、借主は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納品が第2条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当行の定める方法で、申出を行うこととします。</u> <u>(2) 貸金庫が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外でのカメラ撮影や利用時の行員立会い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。</u> <u>4</u> (契約期間等) 以下省略 <u>5</u> (使用料) 以下省略 <u>6</u> (鍵の保管) 以下省略 <u>7</u> (貸金庫の開閉等) 以下省略 <u>8</u> (届出事項の変更等) 以下省略 <u>9</u> (印章、カード、鍵の喪失時等の取扱い) 以下省略 <u>10</u> (貸金庫故障時の取扱い) 以下省略 <u>11</u> (暗証照合、印鑑照合等) 以下省略 <u>12</u> (損害の負担等) 以下省略 <u>13</u> (反社会的勢力との取引拒絶) この貸金庫は、第<u>14</u>条第3項各号のいずれにも該当しない場合に使用することができ、第<u>14</u>条第3項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの貸金庫の使用申し込みをお断りするものとします。 <u>14</u> (解約等) (1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、カード、正鍵および届出の印章を持参し、当行所定の手続きをしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。 なお、カード、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第<u>9</u>条に準じて取扱います。	2 (格納品の範囲) (1)、(2) 以下省略 <u>3</u> (契約期間等) 以下省略 <u>4</u> (使用料) 以下省略 <u>5</u> (鍵の保管) 以下省略 <u>6</u> (貸金庫の開閉等) 以下省略 <u>7</u> (届出事項の変更等) <u>8</u> (印章、カード、鍵の喪失時等の取扱い) <u>9</u> (貸金庫故障時の取扱い) <u>10</u> (暗証照合、印鑑照合等) <u>11</u> (損害の負担等) <u>12</u> (反社会的勢力との取引拒絶) この貸金庫は、第<u>13</u>条第3項各号のいずれにも該当しない場合に使用することができ、第<u>13</u>条第3項各号の一にでも 該当する場合には、当行はこの貸金庫の使用申し込みをお断りするものとします。 <u>13</u> (解約等) (1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、カード、正鍵および届出の印章を持参し、当行所定の手続きをしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。 なお、カード、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほ

改定後	現 行
(2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明渡してください。第<u>4</u>条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。 ①から⑤まで省略 <u>⑥ 借主名義人が存在しないことが明らかになったときまたは借主名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき</u> <u>⑦ 本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき</u> <u>⑧ 法令で定める本人確認等における確認事項や第3条に定める利用目的の申出内容に偽りがあるとき</u> <u>⑨ マネー・ローンダリング、テロ資金供与、不正な目的で利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で解約が必要と当行が判断したとき</u> (3) 以下省略 (4) <u>前2項または前3項</u>の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合第<u>5</u>条第4項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。 なお、当行はこの不足額を明渡しの日に第<u>5</u>条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。 <u>15</u>（貸金庫の修繕、移転等）以下省略 <u>16</u>（緊急措置）以下省略 <u>17</u>（譲渡、転貸等の禁止）以下省略 <u>18</u>（代理人への連絡）以下省略 <u>19</u>（規定の変更） <u>この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u>	か第<u>8</u>条に準じて取扱います。 (2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明渡してください。第<u>3</u>条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。 ①から⑤まで省略 (3) 以下省略 (4) <u>前三項</u>の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合第<u>4</u>条第4項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。 なお、当行はこの不足額を明渡しの日に第<u>4</u>条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。 <u>14</u>（貸金庫の修繕、移転等）以下省略 <u>15</u>（緊急措置）以下省略 <u>16</u>（譲渡、転貸等の禁止）以下省略 <u>17</u>（代理人への連絡）以下省略 <u>18</u>（規定の変更） <u>(1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。</u> <u>(2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。</u> <u>(3) 前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。</u>

貸金庫規定

- （この規定の取引に係る契約の成立）
当行は、借主からこの規定の取引に係る、当行所定の申込書の提出を受け、当行がこれを承諾したときに、当該取引に係る契約が成立するものとします。
- （格納品の範囲）
 - 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。
 - 公社債券、株券その他の有価証券
 - 預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類
 - 貴金属、宝石その他の貴重品
 - 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの
 - 当行は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をお断りすることがあります。
 - 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。
 - 現金、その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの
 - 危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの
- （利用目的の確認）
 - 貸金庫の契約の締結または利用等にあたっては、借主は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納品が第2条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当行の定める方法で、申出を行うこととします。
 - 貸金庫が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外でのカメラ撮影や利用時の行員立会い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。
- （契約期間等）
この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとし、契約期間満了日までに借主または、当行から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。
- （使用料）
 - 貸金庫の使用料は、当行所定の料率により1年分を、毎年4月の当行所定の日に、次のいずれかの方法により前払いするものとします。
なお、領収書は発行いたしませんので、必要な場合は営業店にお申し出ください。
 - 現金で支払う。
 - 借主が指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳、払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ使用料に充当する。
 - 当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を1か月としてその月から月割計算により支払ってください。
 - 使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。
 - 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する日の翌日から期間満了日までの使用料を月割計算により返戻します。
- （鍵の保管）
貸金庫に付属する鍵正副2個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当行立会いのうえ借主が届出の印章により封印し、当行が保管します。
- （貸金庫の開閉等）
 - 貸金庫の開閉は、借主または借主があらかじめ届出た代理人が正鍵を使用して行ってください。
 - 開庫にあたっては、貸金庫開扉依頼書に届出の印章により署名押印して提出してください。
なお、閉庫後は貸金庫の施錠を確認してください。
 - 格納品の出し入れは、当行所定の場所で行ってください。
- （届出事項の変更等）
 - 印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当行は責任を負いません。正鍵を失ったときもしくは毀損したときも同様とします。
 - 届出のあった名称、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- （印章、鍵の喪失時等の取扱い）
 - 印章もしくは正鍵を失った場合の貸金庫の開閉は、当行所定の手続をした後に行ってください。この場合、相当の期間をおいていただきます。
 - 正鍵を失った場合または毀損した場合は、錠前等の取替えに要する費用を支払ってください。
なお、当行が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。
- （印鑑照合等）
開庫依頼書、諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合

し、相違ないものと認めたほか、払戻請求者が預金払戻しの権限を有しないと判断される特段の事情がないと当行が過失なく判断して行った払戻しは有効な払戻しとします。

- （損害の負担等）
 - 災害、事変その他の不可抗力の事由または当行の責めによらない事由により、貸金庫設備の故障等が発生した場合には、貸金庫の開庫に応じられないことがあります。このために生じた損害については当行は責任を負いません。
 - 前項の事由による格納品の紛失、滅失、毀損、変質等の損害についても当行は責任を負いません。
 - 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当行または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。
- （反社会的勢力との取引拒絶）
この貸金庫は、第13条第3項各号のいずれにも該当しない場合に使用することができ、第13条第3項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの貸金庫の使用申し込みをお断りするものとします。
- （解約等）
 - この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当行所定の手続きをしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。
なお、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第9条に準じて取扱います。
 - 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。
この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明渡してください。第4条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。
 - 借主が使用料を支払わないとき
 - 借主について相続の開始があったとき
 - 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当行もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
 - 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき
 - 借主または代理人がこの規定に違反したとき
 - 借主名義人が存在しないことが明らかになったときまたは借主名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき
 - 本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき
 - 法令で定める本人確認等における確認事項や第3条に定める利用目的の申出内容に偽りがあるとき
 - マネー・ローンダリング、テロ資金供与、不正な目的で利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で解約が必要と当行が判断したとき
 - 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明渡してください。
なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
 - 借主または代理人が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - 借主または代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
 - 暴力的な要求行為
 - 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - その他AからDに準ずる行為
 - 前2項または前3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第5条第4項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当行はこの不足額を明渡しの日に第5条第1項の②の方法に準じて自動引落しすることができる

ものとします。

- (5) 第1項から第3項の明渡しが3か月以上遅延したときは、当行は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理もしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。

なお、当行は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。

- (6) 使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当行からの請求がありしだい支払ってください。

14 (貸金庫の修繕、移転等)

貸金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当行が格納品の一時引取りまたは貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

15 (緊急措置)

法令の定めるところにより貸金庫の開庫を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当行は副鍵を使用して貸金庫を開庫し臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害については当行は責任を負いません。

16 (譲渡、転貸等の禁止)

貸金庫の使用権は譲渡、転貸または質入れすることはできません。

17 (代理人への連絡)

借主との連絡が取れない場合や緊急を要する場合等、当行は必要に応じて代理人に連絡をすることができます。

18 (規定の変更)

この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

以 上

自動貸金庫規定

1（この規定の取引に係る契約の成立）

当行は、借主からこの規定の取引に係る、当行所定の申込書の提出を受け、当行がこれを承諾したときに、当該取引に係る契約が成立するものとします。

2（格納品の範囲）

- 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。
 - 公社債券、株券その他の有価証券
 - 預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類
 - 貴金属、宝石その他の貴重品
 - 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの

(2) 当行は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をお断りすることがあります。

(3) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができません。

- 現金、その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの
- 危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの

3（利用目的の確認）

(1) 貸金庫の契約の締結または利用等にあたっては、借主は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納品が第2条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当行の定める方法で、申出を行うこととします。

(2) 貸金庫が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外でのカメラ撮影や利用時の行員立会い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただきます。

4（契約期間等）

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとし、契約期間満了日までに借主または、当行から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

5（使用料）

- 貸金庫の使用料は、当行所定の料率により1年分を、毎年4月の当行所定の日に前払いするものとし、借主が指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳、払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ使用料に充当します。
なお、領収書は発行いたしませんので、必要な場合は営業店にお申し出ください。
- 当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を1か月としてその月から最初に到来する3月までの使用料を月割計算により支払ってください。
- 使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。
- 契約期間中に解約があった場合、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの使用料を月割計算により返戻します。

6（鍵の保管）

貸金庫に付属する鍵正副2個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当行立会いのうえ借主が届出の印章により封印し、当行が保管します。

7（貸金庫の開閉等）

- 貸金庫の開閉は、借主が、当行所定の場所においてカードを操作機に挿入し届出の暗証をボタンにより操作のうえ正鍵を使用して行ってください。
なお、利用終了時は必ず施錠を確認してください。
- 代理人による貸金庫の開閉を行う場合には、本人から代理人の氏名および代理人専用の暗証を届出てください。
この場合、当行は代理人のためのカードを発行します。
なお、代理人カードによる貸金庫の利用についてもこの規定を適用します。
- 格納品の出し入れは当行所定の場所で行ってください。

8（届出事項の変更等）

- カード、または印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所、カードの暗証その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。正鍵を失ったときもしくは毀損したときも同様とします。
- 届出のあった名称、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

9（印章、カード、鍵の喪失時等の取扱い）

- 印章、カード、もしくは正鍵を失った場合の貸金庫の開閉は、当行所定の手続をした後に行ってください。この場合、相当の期間をおいていただきます。
- 正鍵またはカードを失った場合または毀損した場合は、錠前の取り替え、鍵、カードの再発行等に要する費用を支払ってください。
なお、当行が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

10（貸金庫故障時の取扱い）

停電、故障等によりカードによる貸金庫の開閉ができないときは、貸金庫開庫願に住所、氏名を記入のうえカードとともに当行の窓口へ提出してください。

11（暗証照合、印鑑照合等）

- 当行の操作機によりカードを確認し、開庫の為の操作の際使用された暗証と届出の暗証との一致を確認して開庫その他の取扱いをしましたうえは、カードまたは暗証につき偽造、変造、その他の事故があってもその為に生じた損害については、当行は責任を負いません。
なお、操作機の故障等の場合、当行の窓口においてカードを確認し、貸金庫開庫願、諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された暗証または印影と届出の暗証または印鑑との一致を確認したうえ取扱いした場合も同様とします。
- 諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めたほか、払戻請求者が預金払戻しの権限を有しないと判断される特段の事情がないと当行が過失なく判断して行った払戻しは有効な払戻しとします。
なお、契約日からカード交付までの間に貸金庫を開閉する場合等に提出を受ける貸金庫開庫願についても同様とします。
- 前各項において使用される正鍵について、当行は確認する義務を負いません。

12（損害の負担等）

- 災害、事変その他の不可抗力の事由または当行の責めによらない事由により、貸金庫設備の故障等が発生した場合には、貸金庫の開庫に応じられないことがあります。このために生じた損害については当行は責任を負いません。
- 前項の事由による格納品の紛失、滅失、毀損、変質等の損害についても当行は責任を負いません。
- 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当行または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

13（反社会的勢力との取引拒絶）

この貸金庫は、第14条第3項各号のいずれにも該当しない場合に使用することができ、第14条第3項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの貸金庫の使用申し込みをお断りするものとします。

14（解約等）

- この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、カード、正鍵および届出の印章を持参し、当行所定の手続きをしたうえ貸金庫を直ちに明渡してください。
なお、カード、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第9条に準じて取扱います。
- 次の各号の一にでも該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明渡してください。第4条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。
 - 借主が使用料を支払わないとき
 - 借主について相続の開始があったとき
 - 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当行もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
 - 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき
 - 借主または代理人がこの規定に違反したとき
 - 借主名義人が存在しないことが明らかになったときまたは借主名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかにになったとき
 - 本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき
 - 法令で定める本人確認等における確認事項や第3条に定める利用目的の申出内容に偽りがあるとき
 - マネー・ローンダリング、テロ資金供与、不正な目的で利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で解約が必要と当行が判断したとき
- 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明渡してください。
なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
 - 借主または代理人が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - 借主または代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
 - 暴力的な要求行為
 - 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為

- E その他AからDに準ずる行為
- (4) 前2項または前3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合第5条第4項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。
- なお、当行はこの不足額を明渡しの日第5条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。
- (5) 第1項から第3項の明渡しが3か月以上遅延したときは、当行は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理しもしくは一般に相当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。
- なお、当行は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。
- (6) 使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当行からの請求がありしだい支払ってください。
- 15 (貸金庫の修繕、移転等)
- 貸金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当行が格納品の一時引取りまたは貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。
- 16 (緊急措置)
- 法令の定めるところにより貸金庫の開庫を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当行は副鍵を使用して貸金庫を開庫し臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害については当行は責任を負いません。
- 17 (譲渡、転貸等の禁止)
- (1) 貸金庫の使用権は譲渡、転貸または質入れすることはできません。
- (2) カードならびに正鍵は、譲渡、質入れまたは貸与することができません。
- 18 (代理人への連絡)
- 借主と連絡が取れない場合や緊急を要する場合等、当行は必要に応じて代理人に連絡することができます。
- 19 (規定の変更)
- この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

以 上